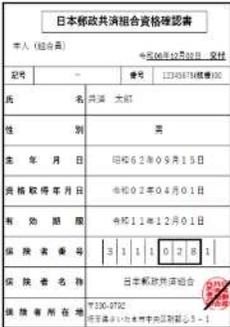
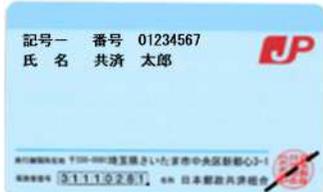


参考：医療機関等の受診方法一覧（マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・組合員証等の比較）

名称	形状	取得方法	使用方法	保険証としての有効期限
マイナ 保険証	プラスチック製カード型 	自治体からマイナンバーカード入手後、健康保険証利用登録を行う マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法については、「マイナ保険証 利用方法」で検索	医療機関等を受診するとき、マイナ保険証を設置されているカードリーダーで読み取る	無
資格確認書	紙製はがき型 	① 採用・認定時にマイナ健康保険証利用登録をしていない方や、共済組合でマイナンバーを把握できていない方に職権発行（申請不要） ② マイナ健康保険証利用登録をしている方からの申請により発行（紛失による再発行含む） ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方に職権発行（申請不要）	医療機関等を受診するとき、窓口で提示	①②最大で発行から5年 ③ 最大で発行から1月 ※ 資格喪失後無効
資格情報のお知らせ	A4紙 	①2024年9月10日現在の組合員・被扶養者に同年10月に職権発行（申請不要） ②採用・認定時に健康保険証利用登録をしている方に職権発行（申請不要） ※ マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能	医療機関等を受診するとき、カードリーダーの不調等によりマイナ保険証が使えない場合にマイナンバーカードと一緒に窓口で提示 ※ 資格情報のお知らせのみでは受診不可	無 ※ 資格喪失後無効
組合員証等 （組合員証 被扶養者証）	プラスチック製カード型 	2024年12月2日に新規発行廃止（同年11月29日までに共済組合で採用・認定・再発行申請が完了した方は職権発行（申請不要））	医療機関等を受診するとき、窓口に提示	2025年12月1日 ※ 資格喪失後無効